

元三原市交通局土壤汚染深度調査業務仕様書

1 業務名称

元三原市交通局土壤汚染深度調査業務

2 業務目的

本業務は、令和6年度および令和7年度に三原市が実施した土壤汚染状況調査において、土壤中から有害物質が検出されるなど汚染状況が確認された物質について、深度方向における汚染分布を把握し、今後の汚染土壤の適切な管理および処理計画の検討に資することを目的とする。

3 業務期間

業務委託契約締結日から令和9年2月26日まで

4 業務場所

[調査対象地]

広島県三原市宮沖五丁目9番32号(図1参照)

(地番:三原市宮沖五丁目680番1)

元三原市交通局敷地

敷地面積:3,061.04m²

5 業務内容

○土壤汚染対策法に基づく「土壤汚染深度調査」の実施

業務の実施に当たっては、法施行規則第2条に定める調査の方法に基づき実施するものとし、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第3.1版)」(令和4年8月 環境省 水・大気環境局 水環境課土壤環境室)を参考とする。

- ① 位置測量(水準測量を含む):13箇所
- ② 埋設管調査:13箇所
- ③ 試料採取等の実施(10mボーリング):13箇所
 - ・屋外9箇所
 - ・修理工場建屋内3箇所(入口高3.8m程度、工場内天井高5.5~7.0m)
 - ・狭小部(駐輪場)1箇所(一部駐輪場撤去・処分を伴う)
- ④ 土壤試料等の分析
 - ・鉛及びその化合物・砒素及びその化合物溶出量:3箇所、10層^(注)
 - ・砒素及びその化合物溶出量:10箇所、10層^(注)

(注)分析する層は、汚染深度が確定するまでの層を対象とする。
- ⑤ 土壤汚染深度調査報告書作成

6 適用基準、参考図書等

- ・土壤汚染対策法(平成14年5月29日 法律第53号)
- ・土壤汚染対策法施行令(平成14年11月13日 政令第336号)
- ・土壤汚染対策法施行規則(平成14年12月26日 環境省令第29号)
- ・土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第3.1版) 令和4年8月 環境省 水・大気環境局 水環境課土壤環境室
- ・元三原市交通局土壤汚染状況調査業務報告書 令和7年1月
- ・元三原市交通局土壤汚染状況調査(追加調査)業務報告書 令和7年10月

7 成果品の提出

業務報告書を提出前に、監督員と内容の確認及び協議を行うこと。

- ① 業務報告書：3部
- ② 行政申請書類：1式
- ③ 電子媒体一式（CD-R）：1部
- ④ その他、監督員が指示するもの

8 その他

(1) 注意事項

- ① 本業務の実施機関は、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関であること。
- ② 本業務の実施機関は、計量法に基づく広島県の登録を受けた計量証明事業者であること。

(2) 承諾事項

- ① 本業務の対象地は、発注者と第三者（公益社団法人三原市シルバー人材センター）間で土地使用貸借契約を交わしているため、本業務の履行時には、第三者との日程調整や事前調整を行う必要があることを承知すること。
- ② 本業務の履行に係り、道路占用許可申請等を行う必要が生じた場合は、受注者の責務で実施すること。
- ③ この仕様書「図2 深度調査地点図」に示す A1-3 エリアには、駐輪場があるため、業務の履行上、駐輪場（工作物）を撤去する必要がある場合は、受注者の自己負担で実施すること。

(3) 技術者の配置について

本業務における管理技術者として、以下のいずれかの資格を有する者を配置すること。

- ① 技術士（総合技術監理部門、建設環境又は土質及び基礎）
- ② 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第5条に該当する者

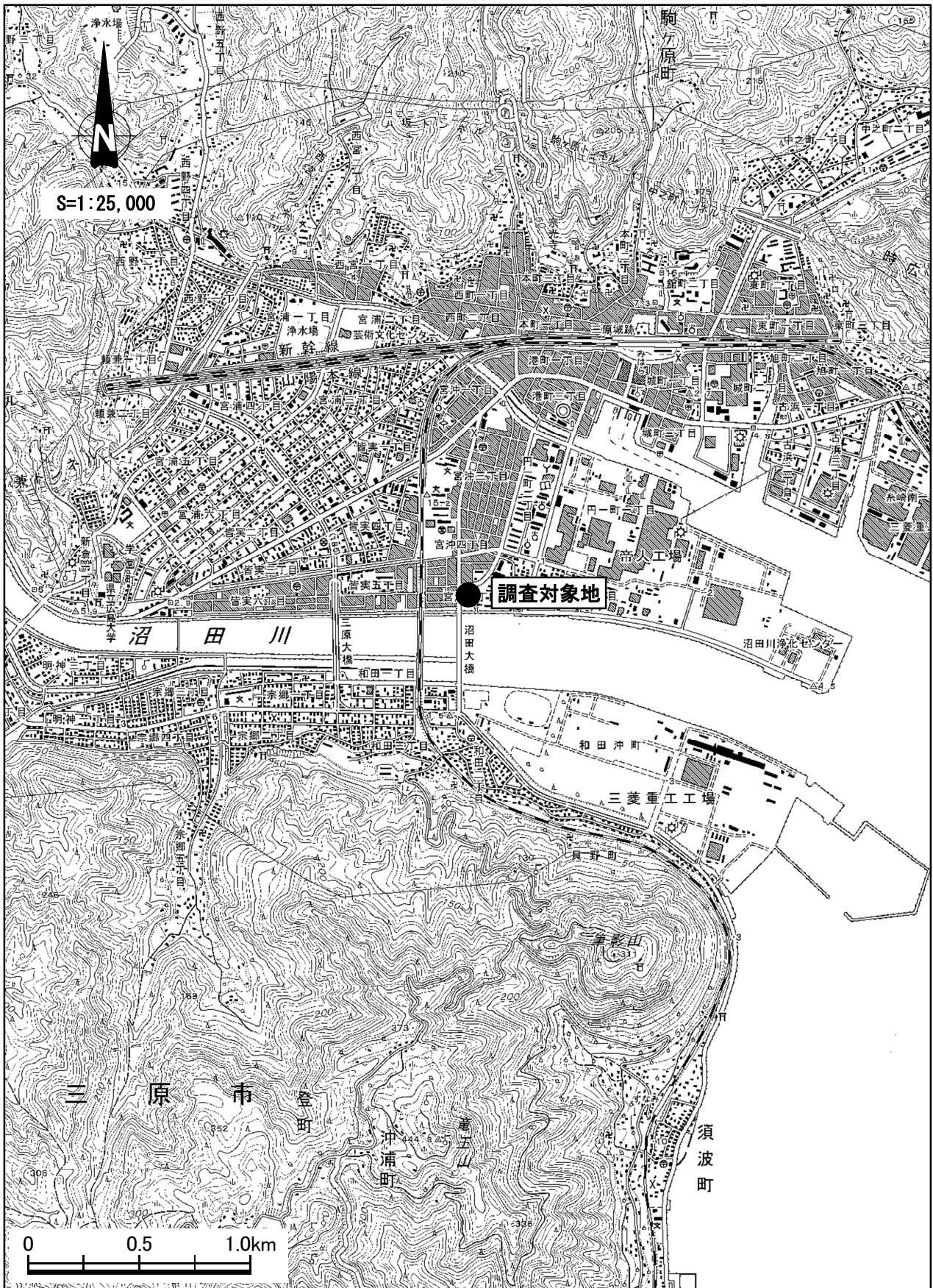


図 1 (1) 業務場所 (調査対象地)



図1 (2) 業務場所 (調査対象地)

9 業務内容

(1) 打合せ協議

次の時点において監督員と打合せを行う。

- ① 業務着手時（業務実施計画書提出時）
- ② 土壌汚染深度調査結果取りまとめ時
- ③ 本業務成果品取りまとめ時

(2) 準備・調整

契約締結後、速やかに業務実施計画書を作成し、業務着手前に三原市の承認を得ること。

また、計画変更等により作業内容を変更する場合は、その都度計画書を提出し、事前に三原市の承認を得るものとする。

なお、調査地点 A1-3 は道路に面しているため、関係機関との調整を行うこと。

(3) 位置測量

試料採取に先立ち、試料採取等の位置測量および水準測量を行う。

(4) 埋設管調査

試料採取時の電気・水道・ガス等の埋設管の破損事故を防止するため、事前に埋設管調査を行う。

(5) 試料採取等の実施・分析

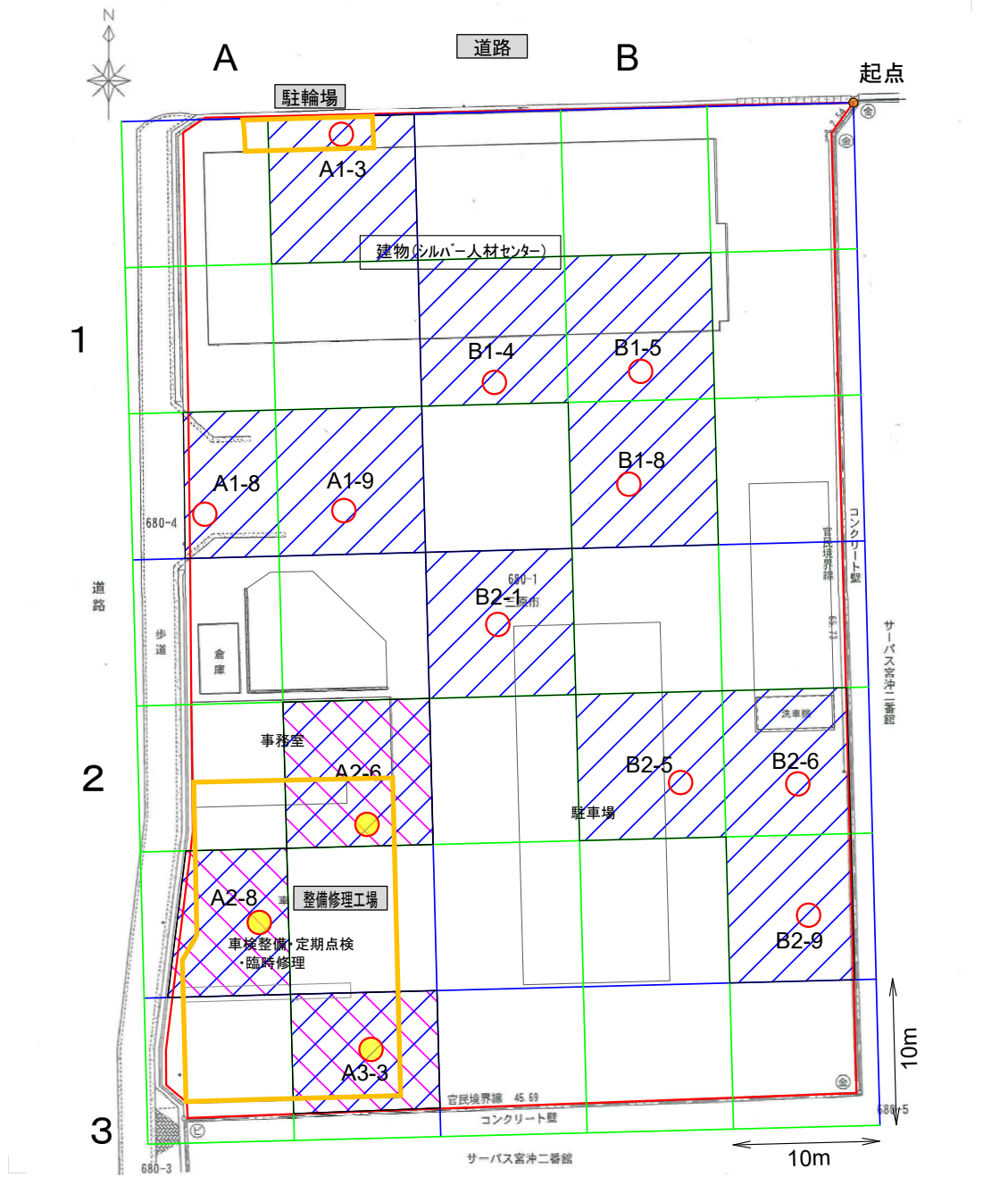
① 調査対象物質、調査地点および分析検体数

調査対象物質、調査地点および分析検体数は、表 1 のとおりとする。

表 1 土壌汚染深度調査の調査対象物質、調査地点及び分析検体数等

項目		採取地点および分析検体数		備考	
現地調査	位置測量	13 箇所		位置測量・水準測量	
	埋設管調査	13 箇所			
	はつり	アスファルト	9 箇所		
		コンクリート	4 箇所		
	10mボーリング ・屋外 9 箇所 ・修理工場建屋内 3 カ所（入口高 3.8m 程度、工場内天井高 5.5～7.0m） ・狭小部（駐輪場）1 箇所	13 箇所		狭小部については道路に面するため、関係機関との調整が必要となる。また、調査位置によっては、駐輪場屋根（木製）の撤去が必要となる場合がある。	
	埋戻し・現状復旧	13 箇所			
	廃棄物処理（汚泥・汚水処分）	1 式		廃棄物は、関係法令に基づき適切に処分すること。	
分析	・鉛及びその化合物溶出量	3 カ所	30 検体	3 箇所×10 層 ^(注)	
	・砒素及びその化合物溶出量	13 カ所	130 検体	13 箇所×10 層 ^(注)	
	（溶出液作成）	—	130 検体		
報告書作成		1 式			

(注) 分析する層は、汚染深度が確定するまでの層を対象とする。



	調査対象範囲
	鉛及びその化合物溶出量基準に適合しない土地(第二溶出量基準適合)
	砒素及びその化合物溶出量基準に適合しない土地(第二溶出量基準適合)
	深度調査地点(鉛及びその化合物・砒素及びその化合物溶出量)
	深度調査地点(砒素及びその化合物溶出量)

図2 深度調査地点図

② 試料採取（深度方向調査）

土壤汚染対策法に定められた方法により、土壤試料の採取を行う。

試料採取は、基準面（土壤地表面から深さ 1 m から 10 m までの 1 m ごとの土壤を採取する（図 3））。また、「汚染の深さの絞り込み」のための試料を 0.5 m ピッチ（1 m 試料採取の間）で採取を行う。

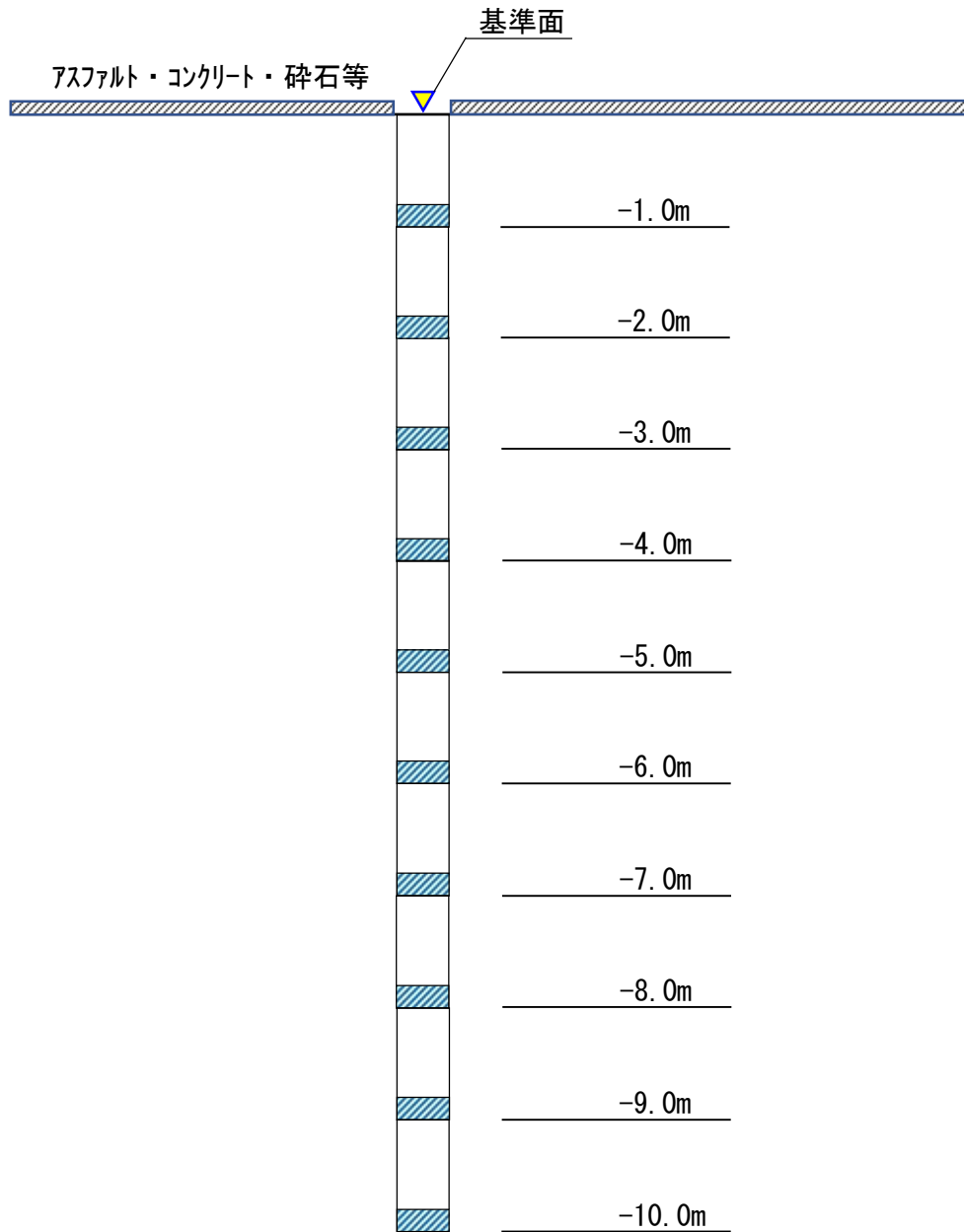


図 3 10mボーリング

(6) 土壌汚染深度調査の評価方法

[基準不適合土壌の深さの把握]

基準不適合土壌の深さは、基準不適合が認められた最も深い試料採取深度の下位の最初に汚染が認められなかった試料採取深度までとなる。

- ① 汚染が確認された深度から連続する2以上の深度で汚染が認められなかった場合、最初に汚染が認められなかった深度までを汚染の深さとする。
- ② 汚染の深さを設定した後、汚染が認められた深度と最初に汚染が認められなかった深度との間において汚染の深さを絞り込むことは可能とする。

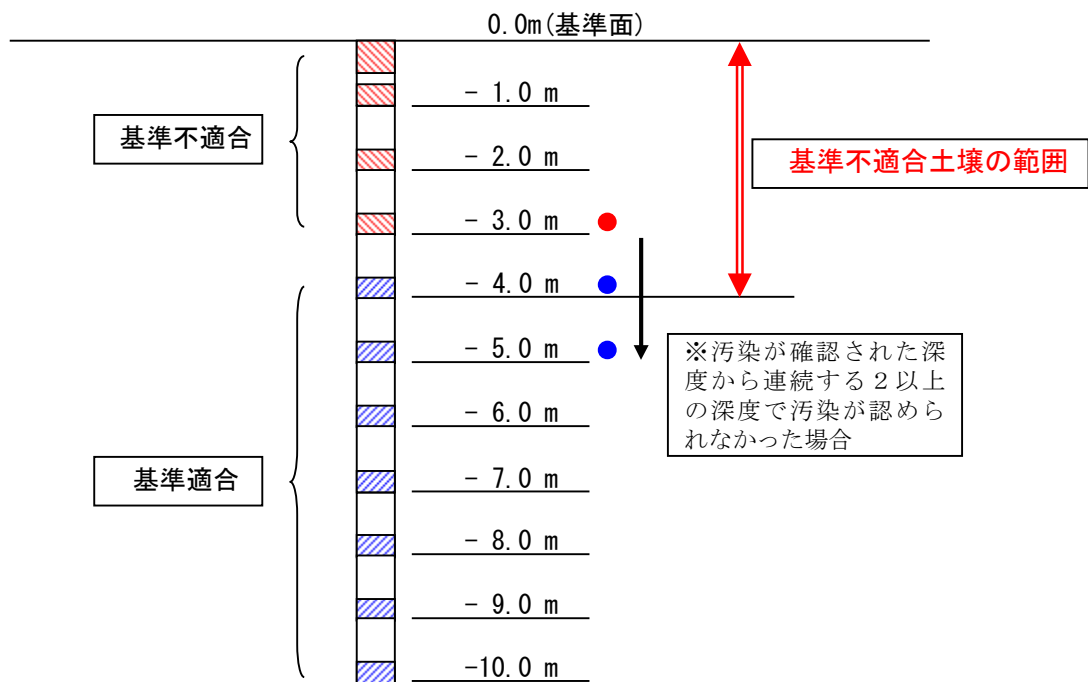


図4 汚染の深さの考え方

(7) 報告書作成

上記を土壌汚染深度調査報告書（汚染深度・汚染土量の算出等の対策工に必要な情報）としてとりまとめる。

1 0 業務成果品の取り扱い

本業務に係る成果品については、市有財産の売却等の目的において、当該成果品の個人情報を除く全ての内容またはその一部の内容を、三原市のホームページ等で公表・資料開示する必要があることを承諾するものとする。

1 1 委託料の支払い

この業務に係る委託料の支払いは、業務完了後に一括払いとする。

以上